

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成27年5月21日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人京都同胞センター

(2) 代表者名

具 用九

(3) 主たる事務所の所在地

京都市右京区西院南高田町17番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、京都府下の在日コリアンと京都府民を対象に子育て支援、就職斡旋などの生活、法律相談や高齢者のための介護事業、障害者の為の生活、自立支援活動を行い、また地域における国際交流及び多文化共生事業を展開し、地域ネットワークの構築とボランティア活動を促進し、住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成27年5月11日

(文化市民局地域自治推進室)